

株 主 各 位

(本店所在地)
大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
(東京本社)
東京都港区南青山五丁目4番30号
株 式 会 社 フ ィ ス コ
代表取締役社長 狩 野 仁 志

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面で議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年3月27日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送のお手配をお願い申し上げます。

なお、株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催しますので、併せてご出席くださいますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月28日(木曜日)午後1時(午後0時30分開場)
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
アイビーホール青学会館 4階「クリノン」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第25期(自2018年1月1日至2018年12月31日)事業報告、
計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件
第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第5号議案 第3回新株予約権の行使期間を延長する件
第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件
以 上

当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.fisco.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には、記載しておりません。会計監査人、監査役会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

(提供書面)

事業報告

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、米中の貿易摩擦の動向の不確実性等により、景気は先行き不透明な状況にあります。

情報サービス業界では、企業収益の回復を背景に、クラウドやビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン等の技術を活用した設備投資やIT投資は堅調に推移しております。

仮想通貨交換業業界では、事件・事故、行政処分等により、業界の様々な問題が浮き彫りになりましたが、結果として世界に先駆けて健全な業界及び市場を創出するための足掛かりを作ることとなりました（一般社団法人日本仮想通貨交換業協会「年頭所感」 <https://jvcea.or.jp/news/main-info/20190101-001/>）。

第四次産業革命と呼ばれるロボット工学、人工知能、ブロックチェーン、ナノテクノロジー、量子コンピュータ、生物工学、モノのインターネット、3Dプリンターなどの多岐にわたる分野における技術革新によって近い将来、新たな経済圏が誕生することが予想されており、その中でモノのインターネット、IoTと呼ばれる技術活用に当社グループは注目しています。2019年にサービスが始まる次世代移動通信方式である第5世代通信システムとIoT技術により、あらゆる「モノ」はより本格的にインターネットとつながっていきます。例えば「スマート家電」。今まで「モノ」であった家電がインターネットとつながることにより、スマホひとつで家中の家電を操作することができるようになりました。「自動運転」もIoTの一種です。インターネットとつながることにより、各車の走行状況のデータが蓄積され、AIによって分析・解析することで自動運転が実現されます。医療では遠隔診療、さらには農業、

工場など、既に様々な分野に導入されています。「スマートシティ」と呼ばれる街のIoT化では、駐車場の空き情報を管理するシステム、ゴミ箱の蓄積状況を管理するシステム、トイレの空き状況がわかるIoTトイレなど、多数の導入実績を持ちます。米国アトランタではIoT端末が市内主要箇所に設置されている街灯に据え付けられていて、今後は交通量や歩行者状況に合わせた瞬時の信号自動調整が予定されています。このような新たな経済圏においては、「お金」だけが今のままでありつづけることはあろうはずがありません。まず第一に、今までのように金融機関を通じた法定通貨の受け渡しでは、手数料が高く、また24時間対応が不可能です。さらには国境の壁が存在し、国をまたがる通貨の受け渡しは、より手数料が高く、より受け渡しに時間を要し、IoT技術を活用した、より効率的な経済活動が実現できるとは言えません。2月7日の参院予算委員会で安倍晋三首相は、仮想通貨を暗号資産への呼称変更を明確にし、仮想通貨・ブロックチェーン関連技術の質問に答え、同領域には「大きな可能性がある」と認識していると発言しています。国境に縛られることなく、新しい経済圏が最も効率的に発展することができる「お金」の存在が必要不可欠です。そしてこの新しい「お金」の役割は、暗号資産（仮想通貨）が担うことになると当社グループは考えています。

このような状況のもと、引き続き当社グループ全体では、ビットコインを中心とした暗号資産（仮想通貨）の情報、交換所、同システム、金融仲介機能を網羅し、IoTと産業分野への融合なども含めて、暗号資産（仮想通貨）による一気通貫のサービス提供を可能とすることを成長戦略とし、先行投資を行っております。

2018年1月に株式会社フィスコ仮想通貨取引所（以下、「FCCE」といいます。）と、当社連結子会社の株式会社イーフロンティア（以下、「イーフロンティア」といいます。）が行う、暗号資産（仮想通貨）向けのAIトレーディングシステム開発にあたり、業務提携契約を締結いたしました。また、イーフロンティアでは、開発中のソフトの実証試験をかねて、ビットコインに対する投資を開始し、一定の成果を上げることに成功いたしました。

7月には当社連結子会社である株式会社ネクスグループ（以下、「ネクスグループ」といいます。）の本社（岩手県花巻市）において暗号資産（仮想通貨）のマイニング事業を開始することを決議しました。暗号資産（仮想通貨）のマイニング（採掘）とは、ネットワーク上に存在する取引データの固まり（ブロック）の整合性を確保するための承認作業のことで、最も早く承認で

きた者に対して、報酬として対象とする暗号資産（仮想通貨）が支払われ
ます。

9月には、FCCEにおいて、同社が運営する暗号資産（仮想通貨）交換所の
システムを見直し、従来テックビューロ株式会社（以下、「テックビューロ」
といいます。）が運営していた暗号資産（仮想通貨）交換所・販売所「Zaif」
のOEM（ホワイトラベル）システム（旧システム）からの分離・独立を完了
し、株式会社カイカ（以下、「カイカ」といいます。）の100%子会社である
株式会社CCCTから提供を受ける暗号資産（仮想通貨）交換所システムでの運
営を開始しました。

また、10月には、FCCEはテックビューロと、「Zaif」事業を譲受ける内容
の事業譲渡契約を締結し、11月22日に事業譲渡が実行されました。利用者
の事業譲渡に対する承認手続き（引継ぎ手続き）は、引き続き続行し、12月26
日時点の残高基準の承諾割合は、約98%です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、株式会社ネクス・ソリューションズ
（以下、「ネクス・ソリューションズ」といいます。）が連結から除外
されたことなどにより11,455百万円（前期比21.7%減）となりました。売上原
価においても、ネクス・ソリューションズが連結から除外されたことが主因
で、6,428百万円（前期比22.9%減）となり、販売費及び一般管理費は、費用
圧縮により464百万円減少し、5,814百万円（前期比7.4%減）となりました。
営業損失は、売上高の減少が主因で788百万円（前期は7百万円の営業利益）
となりました。

また、持分法による投資損失1,029百万円、仮想通貨売却損201百万円、仮
想通貨評価損382百万円などの計上により経常損失2,476百万円（前期は59
百万円の経常損失）となりました。持分法による投資損失計上の主因は、FCCE
において、「Zaif」事業の譲受にあたりハッキング対応費用として利用者の
補償のために事前に準備し保持していた暗号資産（仮想通貨）（ビットコイ
ン2,723.4枚、ビットコインキャッシュ40,360枚）について、事業譲渡の効力
発生日である2018年11月22日に取得価格と事業譲渡の効力発生日の時価との
差額を実現損失として計上したことなどによります。

これらにより親会社株主に帰属する当期純損益は、親会社株主に帰属する
当期純損失2,152百万円（前期は636百万円の親会社株主に帰属する当期純利
益）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントごとの業績は、以下のとおりであります。なお、第1四半期連結累計期間より、「情報サービス事業」、「コンサルティング事業」、「インターネット旅行事業」、「ICT・IOT・デバイス事業」、「フィンテックシステム開発事業」、「広告代理業」、「ブランドリテールプラットフォーム事業」、「仮想通貨・ブロックチェーン事業」及び「その他」の9区分から、「情報サービス事業」、「インターネット旅行事業」、「IoT関連事業」、「広告代理業」、「ブランドリテールプラットフォーム事業」、「仮想通貨・ブロックチェーン事業」及び「その他」の7区分に変更しております。

1) 情報サービス事業

個人向けサービスは、サービスの刷新のための見直しによるリサーチレポーターやソーシャルレポーターのレポートの販売本数減少が主因で「クラブフィスコ」及び「フィスコAI」並びに「マーケット マスターズ」のサービスによる売上高が26百万円（前期比78.8%減）となりました。

ポータルサービスは、「YAHOO! JAPAN ファイナンス」における当社のページビュー数が引き続き前期比でほぼ横ばいとなり、売上高は43百万円（前期比5.4%減）となりました。

企業IR支援サービス分野におきましては、株式会社フィスコIR（以下、「フィスコIR」といいます。）において、内製化が可能となり支援が不要となった顧客の契約解消数が新規顧客の獲得数を上回っていることなどが原因で、売上高は832百万円（前期比15.8%減）となりました。

法人向けリアルタイムサービスにおいては、金融情報専用端末における金融機関等の解約が主因で、売上高は121百万円（前期比14.3%減）となりました。アウトソーシングサービスにおいては、複数社の契約更新の見送り等により、売上高は222百万円（前期比5.7%減）となりました。

プラットフォームサービスでは、プラットフォームで管理している各種情報の提供による売上及びプラットフォームでの広告による売上は堅調に推移したものの、一部サービスの見直しにより売上高は29百万円（前期比9.1%減）を計上しております。

この結果、情報サービス事業の売上高は1,245百万円（前期比18.8%減）となり、セグメント損失は173百万円（前期は450百万円のセグメント利益）となりました。

2) インターネット旅行事業

イー・旅ネット・ドット・コム株式会社及びその子会社では、旅行商材が氾濫する中、多様化・高度化する消費者ニーズに対応できるサービスとして、お客様から満足度の高いコメントを多数いただいております。

訪日旅行者数は予想をはるかに上回る勢いで、2018年度末には前年比14%増の3,200万人となる予測で、宿泊施設の不足が予想されております。このような中、グループ内の株式会社実業之日本社の協力を得て、インバウンド向けコンテンツの中から、需要の多い英語のスキー専用サイトを新設し、国内のスキー場204コースを掲載いたしました。また、パラリンピック選手派遣や数々の障がい者国際大会を専門に取り扱う株式会社グロリアツアーズにおいては、障がい者スポーツのマーケットにさらに力を入れています。株式会社ウェブトラベル（以下、「ウェブトラベル」といいます。）のコンシェルジュ事業とともに一般の旅行会社では対応が難しい特徴のあるマーケット基盤を構築しています。

2018年2月より進めてまいりましたセゾンUCカードとの業務提携は、単なる広告契約ではなく、カードそのものの機能として位置付けた『トラベルコンシェルジュ』に関する業務提携となっており、ウェブトラベルのコンシェルジュサービスが一層の社会的信用を得ることに繋がり、以降の見積依頼数や受注率の向上に貢献しております。

売上高は、定番のヨーロッパ方面の復活とハネムーンを中心とした海外旅行事業売上が2,215百万円、国内旅行事業売上が170百万円となりました。お客様からの見積もり依頼件数は若干の回復傾向を受け、「ウェブトラベル」サイトで前期比102%、「イー旅ネット」サイトを含めた見積もり依頼件数も前期比100%となりましたが、受注率の改善を図った結果、受注件数は前期比116%、売上総利益率は前期同様14%を維持しており、トータルの取扱人員も7,438名（前期比112%）となりました。

これらの結果、インターネット旅行事業の売上高は2,361百万円（前期比8.3%増）、セグメント利益は38百万円（前期比143.3%増）となりました。

3) IoT関連事業

株式会社ネクス（以下、「ネクス」といいます。）では、引き続き、OBD II型自動車テレマティクスデータ収集ユニット「GX410NC/GX420NC」を使用した、送迎車用のOBD IIソリューション「ドライブケア」、「バスのり」、配達車用のOBD IIソリューション「Drive Live」、データ収集・転送用ゲートウェイ「Device Gate」などのソリューションの提供に注力してまいりました。

また、最近の動向では、2018年8月、2019年度米国防権限法(NDAA2019)の成立により、華為技術(Huawei)や中興通迅(ZTE)、監視カメラ大手の杭州海康威視数字技術(HIKVISION)、浙江大華技術(Dahua Technology)、海能達通信(Hytera)の計5社への締め付けが大幅に強化され、米政府機関との取引からの排除が呼びかけられており、同2019年度米国防権限法(NDAA2019)に関わる製品であるかに関する多数の問い合わせを受けている状況です。

ネクスでは、現在販売中の全ての製品において、今回成立した2019年度米国防権限法(NDAA2019)に関わる上記5社への製造委託や上記5社からの部品の採用は行っておらず、安心してお使いいただける旨ご案内させていただくとともに、引き続き本禁止事項に抵触することがないように、管理の強化をしております。

今後の動向につきましては引き続き注視しながら、製造委託先の継続的な管理・監督とともに、信頼できる新規製造委託先の開拓を進め、国内メーカーとして市場のニーズに対応した製品群のさらなる拡充に取り組み、国内外の市場に向けて今後普及が見込まれるLPWA※1や次世代通信規格5Gなど、モバイルコンピューティングや高付加価値通信デバイスとソフトウェアの融合により自動車テレマティクスソリューションやその他の様々なソリューションの提供を行ってまいります。

株式会社ケア・ダイナミクスでは、介護事業者支援サービスとして様々な介護ロボットの販売代理を行い、マンガを使った法人案内リーフレット、広告作成サービスなどの提供を行っております。また、前述した介護送迎車用のOBD IIソリューション「ドライブケア」の導入先施設での見学会を継続開催し、無料トライアルを行っております。

この他、介護施設の電気代削減を支援するための電力会社見直し及び、切り替えサポートサービスのほか、節水システム紹介サービスも行っております。

新たに、法人向けネットワーク構築サポートサービスならびに、パラマウントベッド株式会社と販売店契約を締結し、同社が提供する睡眠管理システムの販売も開始いたしました。

イーフロンティアは、AI思考ルーチンを搭載したソフト「AI将棋、AI囲碁、AI麻雀」などの開発・販売実績があり、保有するAI技術を駆使して暗号資産（仮想通貨）のトレーディングシステムの開発を進めております。FCCEとも業務提携を行い、共同でAI技術の実証試験を進めるとともに、同取引所から膨大な過去の取引情報の提供、デリバティブシステム及び高頻度取引システム※2のユーザーの立場としてのノウハウの提供を受けて、さらにユーザビリティが高いシステム開発を目指します。

さらに、昨年6月に米国大手メーカーのOWC社（Other World Computing, Inc）と日本国内総代理店契約を締結しており、日本国内向けにThunderbolt3※3製品やeGPU※4などのコンピュータ周辺機器の販売及び付帯サービスの拡大を図ってまいります。

※1「LPWA」とは、

Low Power Wide Areaの略で、低消費電力で広い領域（キロメートル単位）を対象にできる無線通信技術をいいます。

※2「デリバティブシステム」「高頻度取引システム」とは、

国内外の複数の暗号資産（仮想通貨）交換所を網羅し、その動向をチェック、分析することで自動的に利益を獲得することを目指すシステムです。リスクを相当に抑えながら、利益の獲得チャンスを持つことも可能なシステムとなります。

※3「Thunderbolt3」とは、

高速汎用データ伝送技術の規格の一つをいいます。

※4「eGPU」とは、

コンピューターにおける外付けの画像処理装置をいいます。

なお、セグメント変更により、「ICT・IoT・デバイス事業」「フィンテックシステム開発事業」を合わせて「IoT関連事業」としております。また、ネクス・ソリューションズが連結の範囲から除外となったことから、売上、売上原価、販売費及び一般管理費が対前期比で大幅に減少いたしました。

この結果、IoT関連事業の売上高は、949百万円（前期比75.3%減）となり、セグメント利益68百万円（前期は370百万円のセグメント損失）を計上いたしました。

4) 広告代理業

広告代理業の売上高は、第1四半期連結累計期間より株式会社シヤンテイの主力商品であった企業ロゴ入り業務用ユニフォーム制作受託が終了したことが主因で102百万円（前期比24.9%減）と減少いたしました。セグメント損益は、費用圧縮等によりセグメント損失3百万円（前期は34百万円のセグメント損失）となりました。

5) ブランドリテールプラットフォーム事業

株式会社チチカカ（以下、「チチカカ」といいます。）では、引き続き、不採算店舗の閉店や人員体制の見直しなどによる構造改革を進めております。また、営業施策では、広瀬アリスさん×チチカカ、2018年コラボ取り組み第二弾として、広瀬アリスさんの海外協力活動の経験談が生の声で聞ける日本青年会議所愛知ブロック協議会主催「愛知ブロック大会田原大会」に出店いたしました。今大会は、青年に海外協力に関心を持っていただき、「自分も行動したい」と思えるようなきっかけづくりをひとつの趣旨として開催いたしました。チチカカは、すぐできる国際協力のかたちとしてコラボレーションTシャツやトートバッグを販売し、1枚購入につき500円を広瀬アリスさんが応援する社会貢献団体へ寄付いたします。商品の購入が未来の幸せに繋がっています。

翌期にむけては、顧客基盤の拡大のため、SNSや自社アプリによる顧客接点の拡大等を引き続き推し進めます。さらに、社員教育の観点ではマニュアル・教育体系の拡充に取り組み、収益の安定化に取り組んでまいります。

この結果、ブランドリテールプラットフォーム事業の売上高は6,449百万円（前期比8.8%増）、セグメント損失は455百万円（前期は14百万円のセグメント損失）となりました。

6) 仮想通貨・ブロックチェーン事業

株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ、ネクスグループ、チチカカ、イーフロンティアにおいて、暗号資産（仮想通貨）に対する自己勘定投資を行っており、損益の純額を売上に計上しております。チチカカにつきましては、第1四半期連結累計期間においては暗号資産（仮想通貨）の売買を事業目的としていなかったため売上に計上して

おりませんでした。第2四半期連結累計期間からは事業目的に暗号資産（仮想通貨）売買を設定し売上に計上しております。

イーフロンティア、チチカカにおいては、イーフロンティアが開発している暗号資産（仮想通貨）向けのAIトレーディングシステムをトレーディングのベースとして運用を進めております。2017年とは異なり下落局面が目立つ暗号資産（仮想通貨）市場ですが、暗号資産（仮想通貨）価格が大きく下落した際は、リスクコントロールの一環として適宜損切りを行っており、資金効率を常に意識したトレーディングを展開しております。

この結果、年間を通して暗号資産（仮想通貨）の価格が下落傾向にあったこと等が主因で仮想通貨・ブロックチェーン事業の売上高は309百万円（前期比65.7%減）、セグメント利益は294百万円（前期比65.1%減）となりました。

② 設備投資等の状況

重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、当社における第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、株式会社ネクスグループにおける第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行、金融機関からの借入等により総額1,792百万円の調達を行っております。

主な内訳は、当社における第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達が1,000百万円、株式会社ネクスグループにおける第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による調達が200百万円、グループ各社の金融機関からの借入による調達が592百万円であります。

④ 重要な組織再編等の状況

イ. 清算終了に伴い、2018年1月よりFISCO International (Cayman) L.P.、2018年4月よりFISCO International (Cayman)Limitedを連結子会社から除外しております。

ロ. 当社の連結子会社である株式会社ネクスグループと株式会社カイカとの株式交換に伴い、2018年3月より株式会社ネクス・ソリューションズを持分法適用関連会社から除外しております。

- ハ. 株式会社フィスコデジタルアセットグループにおける第三者割当増資により、2018年3月に同社が連結子会社から持分法適用関連会社に変更されたことに伴い、株式会社フィスコデジタルアセットグループ及び同社連結子会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所及び株式会社サンダーキャピタルについては、連結子会社から除外し持分法適用関連会社としております。
- ニ. 株式会社ネクスグループによる保有株式売却に伴い、2018年10月より株式会社カイカを持分法適用関連会社から除外しております。
- ホ. 当社の連結子会社である株式会社フィスコ・キャピタルが、2018年10月にフィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合を設立したため、連結子会社としております。
- ヘ. 株式会社バーサタイルを分割会社とする新設分割により株式会社ネクスプレミアムグループ及び株式会社ネクスファームホールディングスが2018年11月に設立され、それぞれを連結子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移は下記のとおりです。

区 分	第 22 期 (2015年12月期)	第 23 期 (2016年12月期)	第 24 期 (2017年12月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売 上 高(千円)	10,206,903	14,004,597	14,620,682	11,455,244
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	△143,059	△1,193,483	636,719	△2,152,849
1株当たり当期純 利益又は1株当たり 当期純損失 (△)	△3.94	△31.98	16.73	△56.25
総 資 産 額(千円)	16,910,823	15,444,853	16,729,384	10,673,526
純 資 産 額(千円)	5,670,501	4,434,768	6,246,559	2,983,252
1株当たり純資産額 (円)	83.83	52.29	67.96	5.24

(注) 第22期及び第23期の売上高には、消費税等は含んでおりません。第24期及び第25期の売上高には、免税事業者に該当し税込方式を採用している連結子会社を除き、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (注) 1	主要な事業内容
㈱フィスコIR	89百万円	95.9%	情報サービス事業
㈱ネクスグループ	10百万円	48.1% (20.0%)	I o T 関連事業
㈱ネクス	310百万円	51.0% (51.0%)	I o T 関連事業
㈱ケア・ダイナミクス	10百万円	100.0% (100.0%)	I o T 関連事業
イー・旅ネット・ドット・コム㈱	373百万円	77.7% (77.7%)	インターネット旅行事業
㈱ウェブトラベル	80百万円	100.0% (100.0%)	インターネット旅行事業
㈱グロリアツアーズ	32百万円	100.0% (100.0%)	インターネット旅行事業
㈱フィスコダイヤモンドエージェンシー	407百万円	99.8%	広告代理業
㈱シヤンテイ	32百万円	100.0% (100.0%)	広告代理業
㈱ネクスプレミアムグループ (注) 2	1百万円	100.0% (100.0%)	ブランドリテールプラットフォーム事業 その他
㈱ネクスファームホールディングス (注) 2	1百万円	100.0% (100.0%)	ブランドリテールプラットフォーム事業
㈱バーサスタイル (注) 3	95百万円	93.7% (93.7%)	ブランドリテールプラットフォーム事業 その他
㈱チチカカ	10百万円	90.0% (90.0%)	ブランドリテールプラットフォーム事業
㈱ファセッタズム	90百万円	51.0% (51.0%)	ブランドリテールプラットフォーム事業

会社名	資本金	当社の議決権比率 (注) 1	主要な事業内容
(株)ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ	10百万円	99.9%	仮想通貨・ ブロックチェーン事業
(株)イーフロンティア	100百万円	99.9% (99.9%)	仮想通貨・ ブロックチェーン事業
(株)フィスコ・キャピタル	33百万円	100.0%	そ の 他
NCXX International Limited (注) 5	25,000千 香港ドル	100.0% (100.0%)	そ の 他
Versatile Milano S.R.L.	10,000 €	100.0% (100.0%)	そ の 他
MEC S.R.L. SOCIETA' AGRICOLA	55,560 €	90.9% (90.9%)	そ の 他
フィスコキャピタル1号投資事業有 限責任組合(注) 7	—	—	そ の 他

(注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. 株式会社バーサタイルを分割会社とする新設分割により株式会社ネクスペミアムグループ及び株式会社ネクスファームホールディングスが2018年11月に設立され、それぞれを連結子会社といたしました。
3. 株式会社バーサタイルは2018年11月22日付で解散を決議し、特別清算手続き中であります。
4. 清算終了に伴い、2018年1月よりFISCO International (Cayman) L.P.、2018年4月よりFISCO International (Cayman)Limitedを連結子会社から除外しております。
5. 2018年4月に、FISCO International LimitedはNCXX International Limitedに商号変更いたしました。
6. 株式会社フィスコデジタルアセットグループにおける第三者割当増資により、2018年3月に同社が連結子会社から持分法適用関連会社に変更されたことに伴い、フィスコデジタルアセットグループ及び同社連結子会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所及び株式会社サンダーキャピタルについては、連結子会社から除外し持分法適用関連会社といたしました。
7. 2018年10月に、当社の連結子会社である株式会社フィスコ・キャピタルがフィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合を設立したため、連結子会社といたしました。

④ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経営方針に基づく経営戦略の実践において、株主の皆様のご期待にお応えし、友好かつ継続的な関係を維持していただくためには、健全な財務体質強化と持続的な成長拡大が必要であると認識しております。

そのため、下記の対処すべき課題を掲げ、その対応に取り組んでまいります。

① コンテンツ制作体制の増強・整備と品質管理体制の強化

当社グループは、既存事業の中核である情報サービス事業におけるコンテンツの品質を高めるため、オペレーションの最適化を進めております。

暗号資産（仮想通貨）関連コンテンツを含むすべてのコンテンツ作業を戦略的に分析し、コンテンツの属性に応じて作業を標準化する一方、個性を生かす作業時間を増加させ、迅速性・正確性の確保と同時に高付加価値を追求するリソース配分を進め、コンテンツ制作から情報配信までを一元管理できる体制を構築しております。

今後も更なるオペレーションの最適化及びコンテンツ制作の多極化に取り組み、より専門化、より多様化する商品を開発するため、持続的なアナリスト教育とスタッフ個々のレベルアップに取り組むと同時に、客員アナリスト等の外部アナリストによるコンテンツ制作等もより積極的に取り組んでまいります。

② 販売・マーケティング体制の強化

個人投資家、機関投資家、金融法人及び事業法人等の様々なニーズに即応するサービスの開発提供及び高付加価値化のために、主に金融機関向けの営業を担当する営業開発部と事業法人向けのサービス提供を目的とした株式会社フィスコIRを中核に営業活動を展開しております。ますます激動する株式市場、為替市場及び暗号資産（仮想通貨）市場を中心としたマーケット・プレイヤーの多様化するニーズに応えるサービスを提供できるよう顧客サービスの強化に取り組んでまいります。

③ ウェブサイト及びスマートフォンアプリ運営の拡充

無料スマートフォンアプリ『株・企業報』、『仮想通貨ナビ』、『就活・企業報』及びウェブ版『FISCO』並びに有料課金サイト「クラブフィスコ」においては、定性情報とともに定量情報を横断的に提供しておりますが、特に個別銘柄及び個別資産に関してのデータベースの構築、インターフェイス改良及びデータ処理速度の向上、システムトラブルの対応等に経営資源を継続

的・計画的に投下してまいります。

④ システムの強化、バックアップシステムの拡充

コンテンツ供給の多様化、個人顧客をはじめとする供給先の増加、社内情報ネットワークの複雑化、今日的にますます重要となったコンプライアンス上の要請などにより、安全な社内インフラをはじめとするシステムの強化と災害等に対応したバックアップ体制の強化を図っております。今後もこのような内外の体制を厳格に維持する必要があるため重点的に資本投下を継続してまいります。

⑤ コンテンツ配信における最新テクノロジーの適正な評価

当社グループのコンテンツ販売にシステム開発や維持は欠かせないものですが、テクノロジーの進화가思わぬ陳腐化や競争力低下を引き起こす可能性があります。当社グループでは、いたずらに新技術を追い求めるのではなく、俯瞰的にこれをとらえ、適時適切に最新テクノロジーを評価した上で設備投資計画を策定、実行すべきと考えております。

⑥ 内部管理体制の強化

当社が業績を回復させるためには、業務運営の効率化や、上場会社及び金融商品取引業者としての法令遵守、リスク管理、IR充実のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、今後も業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に行える体制整備に努め、財務報告に係る内部統制システムの整備をはじめとして、定期的な内部監査の実施によりコンプライアンス体制を強化するとともに、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等により、企業としての自浄作用が有効に機能するよう図っていく方針であります。

⑦ 仮想通貨・ブロックチェーン事業の拡充、安定化

引き続き、暗号資産（仮想通貨）プラットフォームの構築、暗号資産（仮想通貨）交換所システムの機能拡充を図り、業務委託先の株式会社カイカ及び同社の子会社が開発した高度なセキュリティ機能を実装した暗号資産（仮想通貨）交換所システムの構築に注力してまいります。

暗号資産（仮想通貨）の運用につきましては、引き続きAI技術を利用した暗号資産（仮想通貨）のトレーディングシステムの開発を継続し、高度化を進めると同時に、同システムを利用し、暗号資産（仮想通貨）市場の動向をふまえ資金効率を意識した運用を行ってまいります。

⑧ 連結子会社とのシナジー効果の追求

当社グループは、それぞれの事業の特性や強みを活かし、グループ全体の最適化を進めることが重要な課題であると認識しております。今後さらに、顧客に付加価値の高いサービスの提供を可能とするため、グループ全体でのシナジー効果を追求し企業価値の増進に努めてまいります。

⑨ グループ会社間のサービスの提供

国内のみならず在外グループ間でのサービスの提供が拡大するにつれ、その代価の決定に、より客観的な根拠が必要となっております。このため、きめ細かなコスト計算を図るとともに第三者価格などの情報を入手し、合理的な算定根拠を明示して、厳格な承認手続のもとにグループ間の取引を進めてまいります。

⑩ チャイニーズウォールの拡充

海外子会社の設立や重要な連結子会社の増加に伴い、当社のみならず連結子会社にも内部監査体制を充実させ、フロントランニング行為や利益相反を起す可能性のあるリスクに備えて組織的な内部監査体制のもとにチャイニーズウォールを拡充する必要があります。

⑪ 関係会社の適時適切な計数管理

海外子会社を含め、連結計算書類作成のための各子会社の適時適切な会計記録の作成と予算管理が課題となっており、月次報告を基礎とする定期的な計数管理の精度を高めるために当社及び各子会社の連携を強化してまいります。

⑫ 全社的な課題

内部統制の運用及びその評価については取締役による検証のほか、一定の計画に従った定期的な内部監査や外部専門家によるチェックを実施しており、継続的に有効な管理体制を維持しております。直近の課題として国際会計基準導入を視野に、全社統制、決算・財務報告プロセスにおける統制及びIT全般統制を整備してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

セグメントの名称	事業内容	担当企業
情報サービス事業	法人並びに個人向けの企業情報、金融情報及び仮想通貨情報の提供 リアルタイム配信 インターネット配信 アウトソーシング 企業調査レポート アニュアルレポート等のIR制作物 クラブフィスコ、フィスコAI 及びフィスコ マーケットマスターズ スマートフォンアプリ及びPCブラウザ版 『株・企業報』『仮想通貨ナビ』 『就活・企業報』	(株)フィスコ (株)フィスコIR
インターネット旅行事業	旅行関連商品のe-マーケットプレイス運営 法人及び個人向旅行代理業務 旅行見積りサービス コンシェルジュ・サービス 障がい者スポーツ大会に関する企画・手配	イー・旅ネット・ドット・コム(株) (株)ウェブトラベル (株)グロリアツアーズ
IoT関連事業	各種無線方式を適用した通信機器の開発、販売 上記にかかわるシステムソリューション提供及び保守サービスの提供 農業ICT事業 ロボット事業のR&D 介護事業所向けASPサービス	(株)ネクスグループ (株)ネクス (株)ケア・ダイナミクス (株)イーフロンティア

セグメントの名称	事業内容	担当企業
広告代理業	広告代理業務 広告出版物の企画、編集、制作並びに発行 販売促進物、ノベルティの製造販売	(株)フィスコダイヤモン ドエンージェンシー (株)シヤンティ
ブランドリテ ール プラットフォーム 事業	雑貨及び衣料などの小売業 飲食業 ブランドライセンス事業 ぶどうの生産、ワインの醸造及び販売	(株)チチカカ (株)バーサタイル (株)ネクスプレミアム グループ (株)ネクスファームホ ールディングス (株)ファセッタズム Versatile Milano S. R. L. MEC S. R. L. SOCIETA' AGRICOLA
仮想通貨・ ブロックチェ ーン事業	仮想通貨交換業、仮想通貨投資業 ブロックチェーン事業	(株)ヴァルカン・クリプ ト・カレンシー・フィ ナンシャル・プロダク ツ (株)ネクスグループ (株)チチカカ (株)イーフロンティア (株)フィスコデジタル アセットグループ (持分法適用関連会 社)
その他	IR支援、資本政策、財務戦略、事業戦略、リクルー ト支援業務等の各種コンサルティング業務 ファンドの組成及び管理業務	(株)フィスコ (株)フィスコIR (株)フィスコ・キャピタ ル (株)バーサタイル (株)ネクスプレミアム グループ NCXX International Limited

(6) 主要な営業所 (2018年12月31日現在)

当 社	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府岸和田市)
株式会社ネクスグループ	花巻本社：岩手県花巻市 東京本社：東京都港区
株式会社ネクス	花巻本社：岩手県花巻市 東京本社：東京都港区
株式会社フィスコIR	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府岸和田市)
イー・旅ネット・ドット・コム株式会社	本社：東京都港区 (登記上の本店：大阪府岸和田市)
株式会社ウェブトラベル	本社：東京都港区
株式会社チチカカ	本社：神奈川県横浜市
株式会社パーサタイル	本社：東京都港区
株式会社イーフロンティア	本社：東京都港区
株式会社ファセッターズム	本社：東京都渋谷区
株式会社ネクスプレミアムグループ	本社：東京都港区
株式会社ネクスファームホールディングス	本社：東京都港区 福岡事業所：福岡県福岡市

(7) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

① 当社グループの使用人数

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報サービス事業	58 (7) 名	△8 (△2) 名
インターネット旅行事業	15 (-) 名	△3 (-) 名
I o T 関連事業	22 (15) 名	△2 (+4) 名
広告代理業	1 (-) 名	- (-) 名
ブランドリテールプラットフォーム事業	227 (326) 名	+26 (+62) 名
仮想通貨・ブロックチェーン事業	2 (-) 名	+2 (-) 名
その他	6 (-) 名	△1 (△3) 名
全社 (共通)	47 (5) 名	+15 (1) 名
合計	338 (349) 名	+29 (+62) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人数

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31 (4) 名	+2 (+2) 名	43.5歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及び臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。) については、最近1年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社関西アーバン銀行	729,800千円
株式会社りそな銀行	623,708千円
株式会社横浜銀行	359,200千円
株式会社滋賀銀行	194,000千円
株式会社千葉銀行	135,000千円
株式会社岩手銀行	112,989千円
株式会社商工組合中央金庫	74,035千円
岩手県信用農業協同組合連合会	71,070千円
株式会社京葉銀行	65,426千円
さわやか信用金庫	61,530千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2018年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 38,436,000株
- (3) 株主数 12,822名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シークエッジ インベストメント インターナショナル リミテッド	14,090,000株	36.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	988,200株	2.58%
株式会社サンジ・インターナショナル	788,000株	2.06%
狩野 仁志	785,600株	2.05%
ゴールドマン サックス インターナショナル	754,902株	1.97%
株式会社カイカ	575,000株	1.50%
トムソン ロイター（マーケットズ） エス エイ	550,000株	1.43%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC）	511,198株	1.33%
松井証券株式会社	323,200株	0.84%
荒川 忠秀	318,000株	0.83%

- （注） 1. 持株比率は自己株式（91,700株）を控除して計算しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2018年12月31日現在)

		2012年 第3回新株予約権	2016年 第4回新株予約権		
発行決議日		2012年8月6日	2016年9月29日		
新株予約権の数		3,928個 (新株予約権1個につき500株)	1,000個 (新株予約権1個につき100株)		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,964,000株	普通株式 100,000株		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 27,000円 (1株当たり 54円)	新株予約権1個当たり 30,800円 (1株当たり 308円)		
権利行使期間		2014年8月7日から 2019年8月6日まで	2018年9月30日から 2021年9月29日まで		
行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 役を除く)	新株予約権の数	263個	新株予約権の数	600個
		目的となる株式数	131,500株	目的となる株式数	60,000株
		保有者数	2人	保有者数	1人
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	0人	保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	0人	保有者数	0人

		2018年 第5回新株予約権	
発行決議日		2018年1月15日	
新株予約権の数		800個 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	80,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	40,500円 (1株当たり 405円)
権利行使期間		2020年1月16日から 2023年1月15日まで	
行使の条件		(注) 3	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役 役を除く)	新株予約権の数	400個
		目的となる株式数	40,000株
		保有者数	4人
	社外取締役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人
	監査役	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株
		保有者数	0人

(注) 1. 新株予約権者のうち、当社及び当社関係会社の取締役及び従業員は、新株予約権行使時においても当社又は当社関係会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(注) 2. 新株予約権行使時において当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は定年退職による場合及び当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(注) 3. 新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		2018年 第5回新株予約権	
発行決議日		2018年1月15日	
新株予約権の数		800個 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	80,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	40,500円 (1株当たり 405円)
権利行使期間		2020年1月16日から 2023年1月15日まで	
行使の条件		(注) 1	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数	140個
		目的となる株式数	14,000株
		交付者数	4人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数	260個
		目的となる株式数	26,000株
		交付者数	6人

(注) 1. 新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2018年12月31日現在）

氏名	会社における地位	当社における担当及び重要な兼職の状況
狩野 仁志	代表取締役社長	法人営業本部長兼アドバイザー事業部長
中村 孝也	取締役	情報配信サービス事業本部長兼情報配信部長
松崎 祐之	取締役	管理本部長
深見 修	取締役	経営戦略本部長
佐藤 元紀	取締役	法人営業部長
後藤 克彦	取締役	
吉元 麻衣子	常勤監査役	株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス取締役
加治佐 敦智	監査役	加治佐会計事務所所長
森花 立夫	監査役	森花立夫税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役 後藤 克彦氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 吉元 麻衣子氏及び加治佐 敦智氏並びに森花 立夫氏は社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役の後藤 克彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役 加治佐 敦智氏及び森花 立夫氏の両氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外取締役以外の取締役の重要な兼職状況は、下記のとおりです。

狩野 仁志 イー・旅ネット・ドット・コム㈱取締役
 ㈱フィスコダイヤモンドエージェンシー取締役
 ㈱グロリアツアーズ取締役
 ㈱フィスコ経済研究所取締役
 eワラント証券㈱取締役

中村 孝也 ㈱フィスコダイヤモンドエージェンシー取締役
 ㈱バーサタイル監査役
 ㈱フィスコ・キャピタル取締役
 ㈱フィスコデジタルアセットグループ取締役
 ㈱フィスコ経済研究所代表取締役
 eワラント証券㈱取締役
 ㈱サンダーキャピタル取締役

松崎 祐之 イー・旅ネット・ドット・コム(株)監査役
 (株)フィスコ・キャピタル監査役
 (株)フィスコダイヤモンドエージェンシー監査役
 (株)ネクス・ソリューションズ取締役
 (株)シヤンテイ監査役
 (株)ウェブトラベル監査役
 (株)グロリアツアーズ監査役
 (株)ファセッタズム監査役
 (株)フィスコデジタルアセットグループ取締役
 (株)サンダーキャピタル代表取締役
 (株)ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ
 取締役
 (株)Crypto Currency Fund Management代表取締役
 (株)レジストアート監査役
 (株)フィスコ経済研究所監査役
 (株)ネクスプレミアムグループ監査役
 (株)ネクスファームホールディングス監査役

深見 修 イー・旅ネット・ドット・コム(株)取締役
 (株)ネクスグループ取締役
 (株)ネクス取締役
 (株)ネクス・ソリューションズ取締役
 (株)シヤンテイ取締役
 (株)チチカカ取締役
 (株)フィスコダイヤモンドエージェンシー取締役
 (株)フィスコIR取締役
 (株)グロリアツアーズ取締役
 (株)イーフロンティア取締役
 (株)シーズメン取締役
 (株)テリロジー取締役
 (株)ネクスプレミアムグループ取締役
 (株)ネクスファームホールディングス取締役

佐藤 元紀 (株)フィスコダイヤモンドエージェンシー取締役
 (株)ケア・ダイナミクス取締役
 (株)フィスコIR代表取締役社長
 (株)シヤンテイ取締役
 (株)カイカ取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役分)	6名 (1名)	38百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役分)	3名 (3名)	4百万円 (4百万円)
合 計 (うち社外役員分)	9名 (4名)	43百万円 (6百万円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。ただし、報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。
- また別枠で、2018年3月29日開催第24回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・常勤監査役 吉元 麻衣子氏は、株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングスの取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 加治佐 敦智氏は、加治佐会計事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 森花 立夫氏は、森花立夫税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 後藤 克彦	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席いたしました。主に事業運営やグループ企業経営の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 吉元 麻衣子	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。経営者としての幅広い高度な知見と豊富な経験を活かし、取締役会において、当社の業務体制及び内部監査体制が適切に機能しているかの観点から発言を行っております。また、監査役会において、取締役の職務執行について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 加治佐 敦智	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 森花 立夫	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。税理士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。また、当社と監査役は、会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 監査法人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度における会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67,230千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社の持分法適用関連会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所は、東光監査法人に対して、資金決済に関する法律第63条の11第2項の規定に基づく、同条第1項の規定による仮想通貨交換業者の分別管理の状況について会社との間で合意された手続業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款第48条において、「当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする」としており、東光監査法人との監査契約中に責任限定の条項を配しております。当該契約に基づく損害賠償額は、監査報酬の合計額に二を乗じて得た額をもって限度としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年5月14日開催の取締役会において、2015年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改正後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「フィスコ・グループ企業行動憲章」を確立し、当社グループの役職員に対して、法令及び定款等遵守の周知徹底をはかる。
 - ② コンプライアンス委員会により、当社グループの運用状況と問題点を把握し、その結果を取締役に報告する。
 - ③ 当社グループの役職員の社内教育及び指導の徹底をはかり、定期的にその実施状況を取締役に報告する。
 - ④ 当社及び当社子会社に「内部通報」に関する規程を設け、法令または定款等に抵触する行為の早期発見と解消、改善に努める。
 - ⑤ 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において迅速に状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応していく。
 - ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - ⑦ 反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、反社会的勢力及び団体による不当要求がなされた場合には、管理本部を対応部門とし、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応していく。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ① 役職員の職務執行に係る情報については文書管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
 - ② 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程に規定された期間とする。
 - ③ 取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。
- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの様々なリスクを一元的に把握・管理を行うため、リスクの洗い出し、予防、有事発生時における対応を行うため「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社グループは、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、当社及び当社子会社は、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ③ 取締役会の決定に基づく職務執行に関する権限及び責任については、社内規程及び規則において明文化し業務を効率的に遂行する。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社の取締役に子会社の取締役を兼務させ、関係会社管理規程その他関連規程に基づき、当該兼務者から子会社の職務執行及び事業状況の報告内容を当社に報告させる。
 - ② 当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築を図り、当社及び子会社において、役員に対するコンプライアンス教育、研修を継続的に実施する。
 - ③ 当社及び子会社の業務執行は、各社における社内規程に従って実施し、社内規程については随時見直しを行う。
 - ④ 当社及び子会社それぞれにリスク管理担当者を設け、各社連携して情報共有を行う。
 - ⑤ 当社内部監査室は、当社及び子会社の業務全般に関する監査を実施し、検証及び助言等を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社はこれに対応し、監査役の同意を得て、当該使用人を選定し、使用人は監査役の指揮命令に服し、職務を遂行する。また、当該使用人の人事については、監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。
- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす影響のおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を適時、監査役又は内部通報窓口へ報告する。
 - ② 監査役及び内部通報窓口に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。
 - ③ 内部通報窓口の担当者は、内部通報窓口になされたすべての報告を監査役に報告する。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保するように代表取締役はその体制を整備する。
 - ② 監査役と会計監査人との情報交換の機会を確保する。
 - ③ 社外監査役に法律、会計等の専門家を起用できる体制を確保するとともに、監査役が外部の弁護士、公認会計士に直接相談する機会を確保することができる。
 - ④ 監査役から所要の費用の請求を受けたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと思われた場合を除き、その費用を負担する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記の内部統制システムに基づき、第25期事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(2) 監査役の職務遂行について

監査役は当事業年度において監査役会を12回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施について

重要な業務プロセスの確認、リスク度が高い業務の確認等に関して、期初に内部監査計画を策定し、各部門に対する業務監査を実施しました。

(4) コンプライアンス・リスク管理について

子会社役員及び各部門長をメンバーとしたリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会に関しては、毎月1回実施しておりましたが、8月以降、よりコンプライアンス・リスク管理意識を強めるためにコンプライアンス部長も参加する会議体に変更しました。また、コンプライアンス教育の一環として、金融商品取引法における投資助言業務にかかわる従業員や新たにグループ入りした子会社の役職員を中心に、顧問行政書士による研修を行った（役員向けに1回、従業員向けに2回）ほか、日本取引所自主規制法人より講師をお招きするなど社内講師によるものも含めて、インサイダー取引規制セミナーを4回実施いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定かつ継続的な利益還元を経営における最重要課題のひとつとして認識しております。そのため、市場環境に順応する柔軟かつ強固な経営基盤を確立し、既存事業の拡充とともに内部留保による資源をもとに成長分野への参入を進め、収益性を高めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、無配とさせていただきます。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「最良の投資支援サービスを提供するプロフェッショナル集団」として今後も持続的に企業価値を向上させていくためには、当社のすべての役員が、高いプロフェッショナル意識を持ち続けることが必要と考えております。そしてこの高い意識こそ、株主の皆様をはじめ利害関係者との信頼関係を維持できる何よりのものと認識しております。

当社は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場していることから、支配を目的とした大量買付けを受ける可能性は否定できません。しかしながら、公開企業としては、たとえ支配権が移転することになっても、個々の役員が高いプロフェッショナル意識を持ち続け、更なる研鑽に励むことができ得れば、それが企業価値を高め、株主利益につながるものであると考えます。

そこで、そのようなときに株主の皆様はその買付けの是非をご判断いただけるように、つねに当社株式の取引状況を注視して、買付け先の属性を把握し、買付け目的の真意を明確にできるような情報収集に努めてまいります。

当社は、大株主との関係が良好であり、いまのところ敵対的買取に対しての具体的な取り組みは行っておりませんが、内外の判例やケーススタディ、関連法令など最新情報の収集を重ね、株主の皆様の利益を守るための迅速な経営判断ができるように準備をしております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,156,680	流 動 負 債	3,027,832
現金及び預金	1,176,639	買掛金	602,327
売掛金	734,219	短期借入金	541,200
商品及び製品	1,146,284	1年内返済予定の長期借入金	785,015
仕掛品	285,338	前受金	426,190
原材料及び貯蔵品	11,149	未払法人税等	51,479
仮想通貨	26,578	預り金	32,954
短期貸付金	165,000	未払金	237,838
未収入金	55,912	未払費用	137,247
前渡金	300,864	製品保証引当金	66,000
前払費用	83,400	賞与引当金	74,165
繰延税金資産	2,030	返品調整引当金	4,908
預け金	27,301	ポイント引当金	12,650
その他	148,248	その他	55,854
貸倒引当金	△6,289	固 定 負 債	4,662,441
固 定 資 産	6,516,846	転換社債型新株予約権付社債	1,200,000
有形固定資産	780,766	長期借入金	1,294,787
建物及び構築物	318,073	退職給付に係る負債	47,700
器具及び備品	223,152	資産除去債務	377,087
土地	192,865	長期未払金	134,671
リース資産	8,943	繰延税金負債	854,681
建設仮勘定	16,872	持分法適用に伴う負債	715,935
その他	20,859	その他	37,577
無形固定資産	282,540	負 債 合 計	7,690,274
ソフトウェア	41,831	純 資 産 の 部	
のれん	229,931	株 主 資 本	101,925
その他	10,778	資本金	1,269,358
投資その他の資産	5,453,540	資本剰余金	520,485
投資有価証券	3,958,131	利益剰余金	△1,677,567
差入保証金	706,072	自己株式	△10,351
長期貸付金	477,613	その他の包括利益累計額	98,963
長期未収入金	115,543	その他有価証券評価差額金	31,129
その他	375,084	繰延ヘッジ損益	△68
貸倒引当金	△178,904	為替換算調整勘定	67,901
資 産 合 計	10,673,526	新 株 予 約 権	54,991
		非 支 配 株 主 持 分	2,727,372
		純 資 産 合 計	2,983,252
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,673,526

連 結 損 益 計 算 書

（ 自 2018年1月1日
至 2018年12月31日 ）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高		11,455,244
売上原価		6,428,942
売上総利益		5,026,301
販売費及び一般管理費		5,814,459
営業損失		788,158
営業外収益		
受取利息	4,129	
為替差益	2,638	
店舗閉鎖損失引当金戻入額	14,602	
その他	32,301	53,671
営業外費用		
支払利息	50,965	
支払手数料	16,281	
持分法による投資損失	1,029,299	
仮想通貨売却損	201,021	
仮想通貨評価損	382,194	
その他	62,238	1,741,999
経常損失		2,476,486
特別利益		
持分変動利益	474,838	
固定資産売却益	31	
投資有価証券売却益	748,779	1,223,649
特別損失		
固定資産除却損	10,457	
減資損	1,175,586	
投資有価証券評価損	160,216	
その他	1,000	1,347,260
税金等調整前当期純損失		2,600,097
法人税、住民税及び事業税	117,393	
法人税等調整額	1,112	118,505
当期純損失		2,718,603
非支配株主に帰属する当期純損失		565,753
親会社株主に帰属する当期純損失		2,152,849

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2018年1月1日
至 2018年12月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本 合計
当連結会計年度 期首残高	1,266,625	634,114	523,737	△10,351	2,414,126
当連結会計年度 変動額					
新株の発行(新株予 約権の行使)	2,733	2,733			5,467
剰余金(その他資本 剰余金)の配当		△114,810			△114,810
親会社株主に帰属 する当期純損失			△2,152,849		△2,152,849
持分法の適用範 囲の変動			△48,455		△48,455
非支配株主との 取引に係る親会 社の持分変動		△1,551			△1,551
株主資本以外の項目 の当連結会計年度変 動額(純額)					
当連結会計年度 変動額合計	2,733	△113,629	△2,201,304	-	△2,312,200
当連結会計年度末 残高	1,269,358	520,485	△1,677,567	△10,351	101,925

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当連結会計年度 期首残高	87,131	△57	99,681	186,755	41,631	3,604,046	6,246,559
当連結会計年度 変動額							
新株の発行（新株予 約権の行使）							5,467
剰余金（その他資本 剰余金）の配当							△114,810
親会社株主に帰属 する当期純損失							△2,152,849
持分法の適用範 囲の変動							△48,455
非支配株主との 取引に係る親会 社の持分変動							△1,551
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 （純額）	△56,002	△10	△31,780	△87,792	13,360	△876,673	△951,106
当連結会計年度 変動額合計	△56,002	△10	△31,780	△87,792	13,360	△876,673	△3,263,306
当連結会計年度末 残高	31,129	△68	67,901	98,963	54,991	2,727,372	2,983,252

貸 借 対 照 表

(2018年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	151,927	流 動 負 債	192,442
現金及び預金	52,054	買 掛 金	7,252
売 掛 金	71,574	未 払 金	52,032
前 払 費 用	8,533	1年以内返済予定の 長期借入金	116,828
そ の 他	19,805	そ の 他	16,329
貸倒引当金	△39	固 定 負 債	2,361,322
固 定 資 産	2,592,199	長 期 借 入 金	55,000
有 形 固 定 資 産	21,771	転換社債型新株予約 権付社債	1,000,000
器具及び備品	21,771	関係会社長期借入金	1,279,000
投資その他の資産	2,570,428	繰延税金負債	13,227
関係会社株式	2,411,061	そ の 他	14,094
関係会社長期貸付金	787,683	負 債 合 計	2,553,764
出 資 金	39,831	純 資 産 の 部	
差 入 保 証 金	50,139	株 主 資 本	162,873
そ の 他	1,853	資 本 金	1,269,358
貸倒引当金	△720,139	資 本 剰 余 金	348,995
資 産 合 計	2,744,127	資 本 準 備 金	115,242
		その他資本剰余金	233,753
		利 益 剰 余 金	△1,445,130
		その他利益剰余金	△1,445,130
		繰越利益剰余金	△1,445,130
		自 己 株 式	△10,351
		新 株 予 約 権	27,489
		純 資 産 合 計	190,362
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,744,127

損 益 計 算 書

（ 自 2018年1月1日
至 2018年12月31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		464,511
売 上 原 価		138,849
売 上 総 利 益		325,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		546,253
営 業 損 失		220,590
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,877	
そ の 他	3,641	11,519
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,763	
為 替 差 損	6	
そ の 他	4,171	38,940
経 常 損 失		248,012
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	43,157	43,157
特 別 損 失		
減 損 損 失	48,092	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	149,849	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	142,532	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	720,000	1,060,474
税 引 前 当 期 純 損 失		1,265,329
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,632	
法 人 税 等 調 整 額	△103	2,528
当 期 純 損 失		1,267,858

株主資本等変動計算書

(自 2018年1月1日
至 2018年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金合計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計
当期首残高	1,266,625	101,027	360,045	461,073	△177,271	△177,271
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	2,733	2,733		2,733		
剰余金(その他資本剰余金)の配当		11,481	△126,291	△114,810		
当期純損失					△1,267,858	△1,267,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	2,733	14,214	△126,291	△112,077	△1,267,858	△1,267,858
当期末残高	1,269,358	115,242	233,753	348,995	△1,445,130	△1,445,130

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	△10,351	1,540,074	12,487	12,487	19,419	1,571,981
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)		5,467				5,467
剰余金(その他資本剰余金)の配当		△114,810				△114,810
当期純損失		△1,267,858				△1,267,858
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△12,487	△12,487	8,069	△4,417
当期変動額合計	—	△1,377,201	△12,487	△12,487	8,069	△1,381,618
当期末残高	△10,351	162,873	—	—	27,489	190,362

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月26日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	鈴 木 昌 也 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	早 川 和 志 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	照 井 慎 平 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フィスコの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社が保有する株式会社カイカの株式の一部を、平成31年1月17日から平成31年1月25日の間に売却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年2月26日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 昌 也 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	早 川 和 志 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	照 井 慎 平 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィスコの平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月26日

株式会社フィスコ 監査役会
常勤監査役 吉元 麻衣子 ㊟
(社外監査役)
社外監査役 加治佐 敦 智 ㊟
社外監査役 森花 立夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役 狩野 仁志、中村 孝也、松崎 祐之、深見 修、佐藤 元紀、後藤 克彦の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	かの う ひと し 狩 野 仁 志 (1959年5月27日生)	1982年4月 安田信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社) 入行 1993年2月 Bayerische Landesbank 東京支店入行 2004年9月 ABN AMRO銀行東京支店入行 2005年11月 株式会社東京スター銀行入行 2010年3月 当社代表取締役社長就任(現任) 2011年10月 イー・旅ネット・ドット・コム株式会社取締役就任(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー) 取締役就任(現任) 2013年5月 株式会社バーサタイル取締役就任 2014年8月 当社法人営業本部長(現任) 2016年9月 当社アドバイザリー事業部長就任(現任) 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役就任(現任) 2017年9月 株式会社フィスコ経済研究所取締役就任(現任) 2018年2月 e フラント証券株式会社取締役就任(現任)	785,600株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	なか むら たか や 中 村 孝 也 (1974年9月5日生)	1998年4月 日興証券株式会社(現 SMBC日興証券株式会社) 入社 2000年1月 当社入社 2006年1月 株式会社カブ知恵取締役就任 2007年4月 当社再入社 2012年3月 当社取締役就任 (現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー)取締役就任 (現任) 2013年5月 株式会社パーサタイル監査役就任 (現任) 2014年8月 当社情報配信サービス事業本部長 (現任) 2017年3月 株式会社フィスコ・キャピタル取締役就任 (現任) 2017年9月 株式会社フィスコ経済研究所代表取締役就任 (現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセットグループ取締役就任 (現任) 2018年2月 e フラント証券株式会社取締役就任 (現任) 2018年10月 当社情報配信部長就任 (現任) 2018年12月 株式会社サンダーキャピタル取締役就任 (現任)	219,500株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	まつ ぎき ひろ ゆき 松 崎 祐 之 (1976年2月25日生)	2012年3月 イー・旅ネット・ドット・コム株式 会社監査役就任(現任) 2012年5月 株式会社フィスコ・キャピタル監査 役就任(現任) 2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェン シー(現 株式会社フィスコダイヤ モンドエージェンシー)監査役就任 (現任) 2014年8月 当社取締役管理本部長(現任) 2014年12月 株式会社シヤンテイ監査役就任(現 任) 2015年10月 株式会社サンダーキャピタル代表 取締役就任(現任) 2016年2月 株式会社ウェブトラベル監査役就 任(現任) 2016年10月 株式会社グローリアツアーズ監査役 就任(現任) 2017年4月 株式会社レジストアート監査役就 任(現任) 2017年5月 株式会社ファセツタズム監査役就 任(現任) 2017年9月 ㈱Crypto Currency Fund Management代表取締役就任(現任) 株式会社フィスコ経済研究所監査 役就任(現任) 2017年10月 株式会社フィスコデジタルアセッ トグループ取締役就任(現任) 2017年11月 株式会社ヴァルカン・クリプト・カ レンシー・フィナンシャル・プロダ クツ取締役就任(現任) 2018年2月 株式会社ネクス・ソリューションズ 取締役就任(現任) 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグルー プ監査役就任(現任) 株式会社ネクスファームホールデ ィングス監査役就任(現任)	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
4	ふかみおさむ 深見修 (1972年3月17日生)	2011年3月 当社経営戦略本部長（現任） 2012年10月 株式会社ネクス（現 株式会社ネク スグループ）取締役就任（現任） 2013年3月 当社取締役就任（現任） 2013年12月 株式会社ネクス・ソリューションズ 取締役就任（現任） 2015年2月 イー・旅ネット・ドット・コム株式 会社取締役（現任） 2015年4月 株式会社ネクス取締役就任（現任） 2016年2月 株式会社シヤンテイ取締役就任（現 任） 2016年3月 株式会社フィスコダイヤモンドエ ージェンシー取締役就任（現任） 2016年3月 株式会社フィスコIR取締役就任（現 任） 2016年3月 株式会社バーサタイル取締役就任 2016年7月 株式会社イーフロンティア取締役 就任（現任） 2016年8月 株式会社チチカカ取締役就任（現 任） 2016年10月 株式会社グロリアツアーズ取締役 就任（現任） 2017年5月 株式会社シーズメン取締役就任（現 任） 2017年6月 株式会社テロロジー取締役就任（現 任） 2018年11月 株式会社ネクスプレミアムグルー プ取締役就任（現任） 株式会社ネクスファームホールデ ィングス取締役就任（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	きとうもと き紀 佐藤元(1973年5月4日生)	<p>2012年9月 株式会社ダイヤモンドエージェンシー(現 株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー)取締役就任(現任)</p> <p>2014年3月 当社取締役就任(現任)</p> <p>2014年5月 Care Online株式会社(現 株式会社ケア・ダイナミクス)取締役就任(現任)</p> <p>2014年7月 株式会社ジェネラルソリューションズ(現 株式会社フィスコIR)代表取締役社長就任(現任)</p> <p>2014年8月 当社法人営業部長(現任)</p> <p>2014年12月 株式会社シヤンテイ取締役就任(現任)</p> <p>2018年1月 株式会社カイカ取締役就任(現任)</p>	一株
6	※ きろこ よしゆき 木呂子義之(1966年6月13日生)	<p>1990年4月 株式会社太陽神戸三井銀行(現・株式会社三井住友銀行)入社</p> <p>2004年10月 弁護士登録</p> <p>2010年8月 東京御茶の水総合法律事務所(現職)</p> <p>2012年10月 株式会社SHIFT社外監査役(現任)</p> <p>2015年9月 株式会社デュアルトップ社外取締役</p> <p>2016年9月 株式会社デュアルトップ社外取締役[監査等委員]</p> <p>2018年5月 Personal Capital株式会社取締役(現任)</p>	一株

※新任の取締役候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木呂子 義之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 木呂子 義之氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する経験が豊富であり、幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を發揮していただけるものと判断し、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等から、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に適任であると考えております。
4. 木呂子 義之氏が選任され、社外取締役に就任したときは、当社と会社法第427条第1項及び定款第32条第2項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高い額であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役 吉元 麻衣子氏は、本総会終結の時をもって一身上の都合により監査役を辞任し、監査役 森花 立夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	もり はな たつ お 森 花 立 夫 (1966年11月26日生)	1985年4月 郵政省入省 特定郵便局勤務 1988年7月 郵政省退職 1990年11月 菊之井会計事務所入所 1992年5月 菊之井会計事務所退所 1992年5月 太田昭和監査法人入社 1997年6月 太田昭和監査法人退社 1997年6月 森花立夫税理士事務所設立 所長就任(現任) 2015年3月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) 森花立夫税理士事務所所長	一株
2	※もちつきまさかつ 望 月 真 克 (1963年6月30日)	2003年6月 株式会社シークエッジ入社 介護事業推進本部事務局長 2006年4月 社会福祉法人善光会入社 2007年4月 介護老人保健施設アクア東糀谷 事務長 2007年11月 同法人 管理本部 管理本部長 2007年12月 同法人 理事 2008年3月 障害者支援施設アミックス東糀谷 施設長 2014年4月 同法人 管理本部法務部 部長 2018年8月 同法人 事務局 法務部	一株

※新任の監査役候補者であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森花 立夫氏及び望月 真克氏は、社外監査役候補者であります。
3. 森花 立夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時を以て4年となります。
4. 森花 立夫氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的知見並びに企業会計及び税務に関する豊富な知見を有しており、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけると判断し、選任をお願いするものであります。
5. 望月 真克氏は、長年の社会福祉法人の管理部門における豊富な経験が、当社における内部統制及びコンプライアンスの強化等に関して社外監査役として適切な助言をいただけると考え、選任をお願いするものであります。
6. 森花 立夫氏は、当社と会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高額であります。同氏が再選され、社外監査役に就任したときは、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 望月 真克氏が選任され、社外監査役に就任したときは、当社と会社法第427条第1項及び定款第43条第2項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金10万円と法令の定める最低限度額とのいずれかの高額であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります東光監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たにUHY東京監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がUHY東京監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社グループがビットコインを中心とした暗号資産（仮想通貨）に関連するサービス提供を成長戦略としており、また当社グループ会社が従前より海外に事業展開している現状を踏まえ、国内のみならず海外に複数の拠点をもち、グローバルな会計監査を行っている会計監査人をいくつか比較検討したところ、UHY東京監査法人が最も当社のニーズに合致した会計監査を行っていただけると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2019年2月28日現在)

名称	UHY東京監査法人
事務所の所在地	主たる事務所 東京都港区赤坂七丁目3番37号 ブラス・カナダ3階 その他事務所 京都
構成員数	43名
海外提携先	UHY International 本部 イギリス（ロンドン） 加盟国98か国 拠点数 320拠点 人員規模 8,100名
沿革	1984年4月 サンエー監査法人を設立 2011年2月 UHY Internationalのメンバーファームとなる 2011年6月 UHY東京監査法人へ名称変更

(注)本総会において本議案が承認された場合、当社は、当社定款第48条の規定に基づき、UHY東京監査法人との間で会社法第427条第1項規定により同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める額であります。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策上の柔軟性及び機動性を確保し、剰余金の配当等による株主還元策の実現を目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損額の補填に充当いたします。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、資本金及び資本準備金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額及び発行済株式総数にも変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に減少する額の全額を振り替えるものであります。

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金	1,269,358,951円のうち1,169,358,951円
資本準備金	115,242,636円のうち115,242,636円

2. 剰余金処分の内容

資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加するその他資本剰余金1,445,130,015円を繰越利益剰余金に振り替えることにより繰越利益剰余金の欠損を補填するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	1,445,130,015円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,445,130,015円
---------	----------------

(3) 処分後の剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	73,224,906円
繰越利益剰余金	0円

3. 日程

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2019年2月27日 |
| (2) 株主総会決議日 | 2019年3月28日 (予定) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 2019年4月30日 (予定) |
| (4) 効力発生日 | 2019年5月1日 (予定) |

第5号議案 第3回新株予約権の行使期間を延長する件

2011年9月16日開催の当社臨時株主総会で承認及び2012年8月6日開催の当社取締役会で決議し、ストックオプションとして発行した第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）について、本総会終結の時において当社の取締役、従業員または関係会社の取締役である者が保有する新株予約権の権利行使期間を延長することのご承認をお願いするものであります。

1. 延長の理由

当社は、当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的として本新株予約権を発行いたしました。しかし、本新株予約権が行使されない状況が長期間にわたって生じたことから、新株予約権の行使の促進並びに当社業績向上に対する意欲及び責任の維持等のため、権利行使期間の延長をお願いするものであります。

2. 本新株予約権の行使期間延長の内容

	変更前	変更後
(4) 新株予約権の行使期間	<u>新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後7年を経過する日まで。</u>	<u>2014年8月7日から2022年8月6日</u>

3. 現在の新株予約権の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	保有者数
当社の取締役	263	131,500	2
当社の従業員	-	-	-
関係会社の取締役	47	23,500	1

(注) 既に退任した「関係会社の取締役」の新株予約権の数、目的となる株式の種類および数、保有者数は除外しております。

第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につき、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、現在の当社取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であり、第1号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり可決されましても、取締役の人数は、従来と同じ6名（うち社外取締役1名）となります。

1. 当社及び当社子会社の取締役並びに当社及び当社子会社の従業員に対し特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるためのインセンティブを与えることを目的としております。

2. 当社の取締役に対する報酬等の額

当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額として年額100百万円（うち社外取締役は15百万円）を上限として設ける旨の承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績並びに当社及び当社子会社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が当社の企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストック・オプションであることから、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、当社の取締役の報酬等の額は、2013年3月28日開催の第19回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で設定するものであります。なお、この取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の総数

1,000個を上限とし、このうち、当社の取締役役に割り当てる新株予約権の数の上限は600個（うち社外取締役分は100個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式100,000株を株式数の上限とし、このうち60,000株（うち社外取締役分は10,000株）を、当社取締役役に割り当てる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式100株とする。

また、当社が、本総会の決議の日（以下「決議日」という）後、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、取締役会の定めるところにより新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値と割当日の前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

(5) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後2年を経過した日から、当該取締役会決議の日後5年を経過する日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役職員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が特例として認めた場合を除く。

(7) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額の50%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ③ 新株予約権者が、上記（6）に定める条件に該当しなくなった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日において、当該新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 端数がある場合の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) その他

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締役会の決議において定める。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目 4 番25号
アイビーホール青学会館 4 階「クリノン」
TEL 03-3409-8181

交 通 (地下鉄)

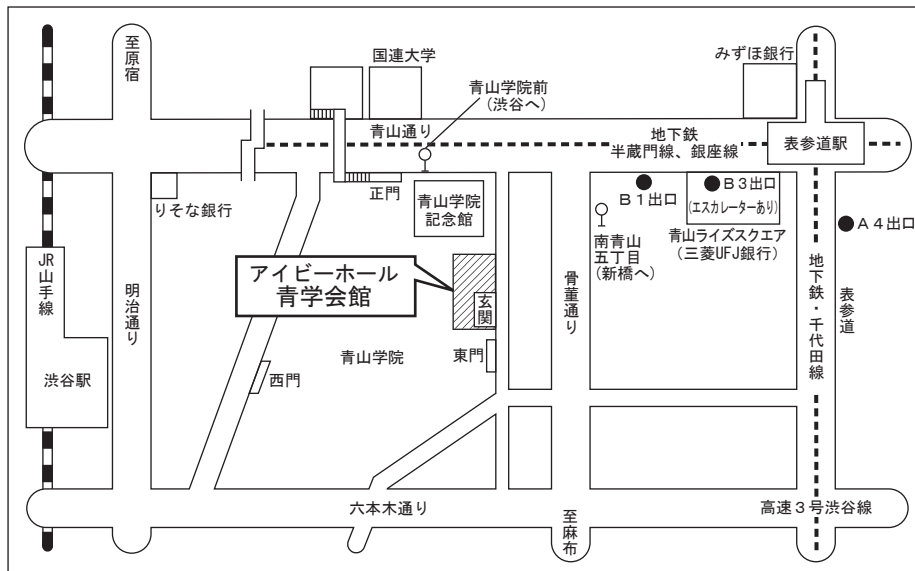
●銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」下車
(B3又はB1出口より徒歩約5分)

(都営バス)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き(渋88系統) 「南青山五丁目」下車
(徒歩約3分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き(渋88系統) 「青山学院前」下車
(徒歩約3分)

(概略図)



○駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。